

平成12年 雇 用 保 険 法

- 〔問 1〕 雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 雇用保険の目的には、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることも含まれている。
 - B 雇用保険法は標準報酬制ではなく総賃金制（あるいは実賃金制）をとっており、賃金日額の算定基礎となる賃金にも、名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものが算入される。
 - C 雇用保険法にいう失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいうが、同法上の給付の中には、被保険者が失業しなくても受給できるものも含まれている。
 - D 労働者はいつでも公共職業安定所長に被保険者となったことの確認を請求することができ、労働者がそのような請求を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをした事業主は、雇用保険法の規定に基づき懲役刑又は罰金刑に処せられる。
 - E 雇用保険三事業の一つである雇用安定事業により支給される雇用調整助成金には、租税その他の公課を課することができる。